

草加市中学校体育連盟
新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和3年5月13日
草加市中学校体育連盟

1 はじめに

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」（埼玉県中学校体育連盟）に基づき、本連盟主催事業実施時の対応指針として作成しました。

各専門部におかれましては、本ガイドラインや中学校体育連盟各専門部・各競技団体が作成する競技別のガイドライン・会場施設使用規定等に従って感染拡大防止を徹底し、安全な事業運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。保護者の皆様には、大会運営に当たり本ガイドラインに則り、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、現時点で得られている知見等に基づいて作成しています。今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により、適宜見直すことがあり得ることに留意ください。

2 主催事業開催に当たっての基本的な考え方

主催事業の開催に当たっては、埼玉県及び草加市の方針に従うことが大前提です。また、運動部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、以下の条件が整うことを開催の条件とします。なお、以下の条件は開催の最低条件であり、本市の感染拡大の状況により大会を中止することがあり得ることに留意ください。

- ①埼玉県及び草加市教育委員会から部活動の大会開催が許可されていること。
- ②通常の学校教育活動が実施されていること。

3 大会開催時の感染防止策について

以下の内容は、本連盟がその運営に当たり留意すべき事項を包括的に取りまとめたものです。各競技専門部におかれましては、競技の特性等を勘案して、下記以外の感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。

(1) 参加生徒・大会関係者への事前申し合わせ事項

- ①以下の事項に該当する場合は、大会に参加することができない。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 新型ウイルス感染症陽性とされたものの濃厚接触者となっている場合
 - ウ 同居家族に上記アに該当するものがある場合
 - エ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- ②開会式等は原則として実施しない。生徒に対する連絡事項（会場使用上の注意・競技上の確認事項・感染対策等）はあらかじめ専門委員長から顧問に周知し、各顧問から参加生徒に徹底する。例外的に開会式等を実施する場合には、簡素化し密にならない体制で行うものとする。
- ③無観客で開催するものとする。観客の入場を認めると、受付の設置や観客の体調を確認する必要などから、大会運営に支障が生じてしまうことが想定される。また、感染拡大防止の観点からも生徒・引率責任者・役員以外の大会会場への入場はお断りするものとする。

- ④大会に参加する生徒とその保護者は、事前に本ガイドラインに従い大会に参加することについて、別紙同意書を各校校長に提出する。同意書の提出がない場合は大会への参加を認めない。
- ⑤感染の不安から参加を希望しない生徒については、無理に参加させない。このことについては、全ての指導者に対し周知する。
- ⑥参加生徒及び引率者等は大会前2週間分の体調を学校で使用している「健康観察票」に記録し、健康管理を徹底する。参加生徒は大会当日朝、「健康観察票」を引率者へ提出する。
- ⑦引率責任者（顧問等）は、大会に参加する生徒の「健康観察票」を当日の朝必ず確認し、体調不良者等①に該当する生徒は保護者に連絡の上、帰宅させる。引率責任者（顧問等）は、各種目の朝の打ち合わせ等で、参加生徒全員が①に該当しないことを専門委員長に報告すること。
- ⑧顧問・大会役員についても、来場者体調記録表の記入を行い、①の条件に該当しないことを確認すること。
- ⑨参加生徒を含む大会関係者は全員マスクを持参し、競技等実施時・飲食中を除いてマスクを着用すること。（熱中症等の健康被害が発生する可能性が高い場合は身体的距離を確保し、外させる。）
- ⑩こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ⑪手洗い後に手を拭くためのマイタオルを持参すること。
- ⑫ 飲食物やタオルは個々に用意し、共用しないこと。
- ⑬ 競技等実施時を除いて、ミーティング、昼食等においても、人と人との距離を確保し、三つの密を避けること。（できるだけ2mを目安に、最低1m）
- ⑭ 大会（試合）中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑮ 感染防止のために主催者・会場責任者が決めた措置を遵守し、主催者・会場責任者の指示に従うこと。
- ⑯ 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、各校の校長に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。校長は市中体連会長に報告すること。

（2） 会場で主催者が準備・実施すべき事項

専門委員長は会場の担当者と実施前に打ち合わせを行うこと。その際に次の点について特に確認し、必要事項について生徒へ指導すること。

① 手洗い場所

- ア 石鹸（ポンプ型が望ましい。）を用意すること。
- イ 手洗いに関するポスター（「手洗いは30秒以上」等）の掲示をすること。
- ウ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

② 更衣室、休憩・待機スペース

- ア 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密にならないようにすること。
- イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の措置を講じること。
- ウ 室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、適宜消毒すること。

※消毒用のアルコールは草加市中体連から配布する。

- エ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- オ 控え室等を使用する際は、入退室の前後に手洗い又は手指消毒を行うこと。

③ 洗面所

- ア トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、適宜消毒すること。
- イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ウ 石鹼（ポンプ型が望ましい。）を用意すること。
- エ 手洗いに関するポスター（「手洗いは30秒以上」等）の掲示をすること。

④ 飲食

- ア 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛け指導すること。
- イ 飲食場所は広さにゆとりを持たせ、他の者と密にならないようにすること。
- ウ 飲食は必要最小限にとどめ、指定場所以外では行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにしよう指導すること。
- エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないように指導すること。
- オ 参加生徒の飲食は参加校の責任においてさせるとともに、ゴミはすべて持ち帰らせること。

⑤ 会場

- ア 室内で行う場合は、密閉空間とならないよう換気設備を適切に運転し、常時2方向の窓を開放する（又は定期的に窓を開け外気を取り入れる）等の換気を行うこと。
- イ 通路や階段においての接触を避けるため、会場内の通行方法（左側通行など）について会場担当者に確認し、周知する。
- ウ 入場管理を徹底するために、可能であれば受付以外の出入口を封鎖すること。
- エ 体調不良者専用の待機場所を用意すること。
- オ 共用の競技用具を使用する場合は、使用前には手洗いをし、使用中には顔をできるだけ触らないこと。

⑥ ゴミの廃棄

- ア 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉し、縛った上で持ち帰らせること。
- イ 会場で出たごみはすべて持ち帰る。チーム・個人で使用した場所は必ず最後に確認をする。

⑦ その他

- ア 唾や痰をはくことは極力行わないよう指導すること。
- イ 公共交通機関を利用する場合は、マスクの着用を徹底し、近距離での会話を控え、会場（自宅）到着後は、顔をできるだけ触らずに、速やかに手を洗うこと。

(3) 大会当日の留意事項

- ① 入場口には、手指消毒剤を設置し、体温計を準備すること。
- ② 人と人が対面する場所は、必要に応じてアクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽すること。
- ③ 大会関係者を含め、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。）
- ④ 来場者がマスクを準備しているか確認すること。
- ⑤ 飲食中を除いてはマスクの着用を求めること。（熱中症等の健康被害が発生する可能性が高い場合を除く）

(4) 参加生徒または顧問（関係指導者）の感染等が判明した場合の対応

① 大会前

- ア 当該参加生徒、顧問、濃厚接触者と特定された者の出場（入場）は認めない。
- イ 団体競技においては、参加申し込み後の選手変更を認める。
- ウ 個人競技においては、欠場とする。
- エ 欠場（棄権）の場合は、各専門部委員長に必ず連絡する。
- オ 当該校が休校の措置となっている間は大会への参加を認めない。学年閉鎖となっている間はその学年に該当する生徒、学級閉鎖となっている間はその学級に該当する生徒の参加は認めない。その場合、個人種目であれば棄権、団体種目で試合ができない場合は不戦敗とする。これは、大会期間中にも当てはめる。

② 大会期間中

- ア 発熱等の症状を訴える参加生徒を確認した場合は、保護者に迎えに来てもらい速やかに帰宅させ、医療機関に連絡・受診するように指導する。
- イ 上記①の生徒からの聴取により、対面して一緒に食事をした等の接触があった者についても、念のため会場内における諸活動を中断させ、保護者に迎えに来てもらい帰宅させること。この対応についてはあらかじめ生徒に指導し、会場での過ごし方について指導すること。
- ウ 上記①によって帰宅した生徒については、翌日以降の参加を見合わせる。ただし、感染症でないことが判明しているときにはその限りではない。

③ 大会後

- ア 感染者の所属する学校や行政機関の指示に従う。
- イ 当該の専門部は、速やかに市中体連会長に連絡をする。
- ウ 感染者が発生した場合、感染者を特定しようとすることやSNS等で誤った情報を発信することのないよう、全ての関係者に対して指導する。

(5) その他

- ① 会場への移動等は、各学校で責任をもって行い、集団感染のリスク（3密の条件）を避けること。
- ② 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、「来場者体調記録表」は期間を定めて（1か月程度）保存し、専門部として予め緊急時の連絡体制を確認しておくこと。